

令和2年3月31日

会議等の開催に関する判断基準について

学内の会議等については、当面の間、開催の必要性、緊急性等を十分考慮し、その必要性を改めて検討していただき、延期や中止、サイボウズのワークフロー、メール会議、テレビ会議、書面会議等の利用による会議参集の代替手段を講じるなど、臨時対応をお願いします。代替手段ができない場合、短時間で終了させるなど可能な限りの対策を講じるようお願いいたします。

(本校の会議等の開催に当たっての判断基準)

- ① 法令上必須のもの（安全衛生委員会等）
- ② 学校運営上開催が必須のもの（企画運営会議等、卒業判定、合否判定のための会議等）
- ③ 審議、審査事項を要しない報告を主な目的とするもの
- ④ 審議、審査事項を要する場合においても会議の出席者の事前の同意により中止、延期、テレビ会議又は書面会議が可能なもの。

(留意事項)

- ・開催する場合も、できるだけ少人数、短時間で行うとともに、換気や広めの会場で行う等、感染防止に十分留意するものとする。
- ・対面方式で開催する場合は、開催時間の短縮、アルコール消毒薬の使用やマスクの着用など感染予防対策を徹底するようお願いいたします。
- ・学外者が参加する会議等を学内で開催する場合は、メール会議、テレビ会議等学外者に十分配慮した開催方法を検討するとともに、延期又は中止も視野に入れてご対応願います。